

棚田地域振興 に関する説明書

さまざまな参加者で運営する「地域協議会」と
棚田を核とした地域振興の取組を、
国が総合的に支援します。

わかりやすい
解説版

みんなにうれしい、
法律ができました！



棚田に関わるすべてのみなさまへ 棚田を多様な魅力のある 国の財産と位置付け、考える、守る、 盛り上げる、そして支援する、 うれしい法律ができました。

令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）し、法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定されました。この法律は、その財産を守り、地域活性化のキラーコンテンツとして活用していくための、国・地方自治体の支援体制などをまとめたものです。高齢化や後継者不足、棚田ゆえの苦労など、現在多くの農家をはじめとする棚田の保全に取り組む方々が直面している課題の解決と、多様な主体をまきこんだ地域ぐるみの活気ある未来像を描くための枠組みが用意されています。棚田に関わるすべてのみなさまに活用していただけるこの法律について、本書ではわかりやすく解説していきたいと思います。



目次

まずは棚田の基本から	4
新しくできた「棚田地域振興法」とは	5
「棚田地域振興法」によるメリット	6
「棚田地域振興法」のスキームと申請方法	7
「指定棚田地域」の指定の申請	7
「指定棚田地域振興協議会」の設立	8
「指定棚田地域振興活動計画」の策定・認定の申請	9
令和2年度 棚田地域振興関連事業とこれまでの活用事例 . . .	10
参考 逆引き辞典	12
棚田地域振興コンシェルジュによる支援内容	13
棚田地域振興の取組事例	14
棚田に関する取り組みのご紹介	15

本書で紹介している内容は、以下のウェブサイトでもご確認いただくことができます。



もしくは

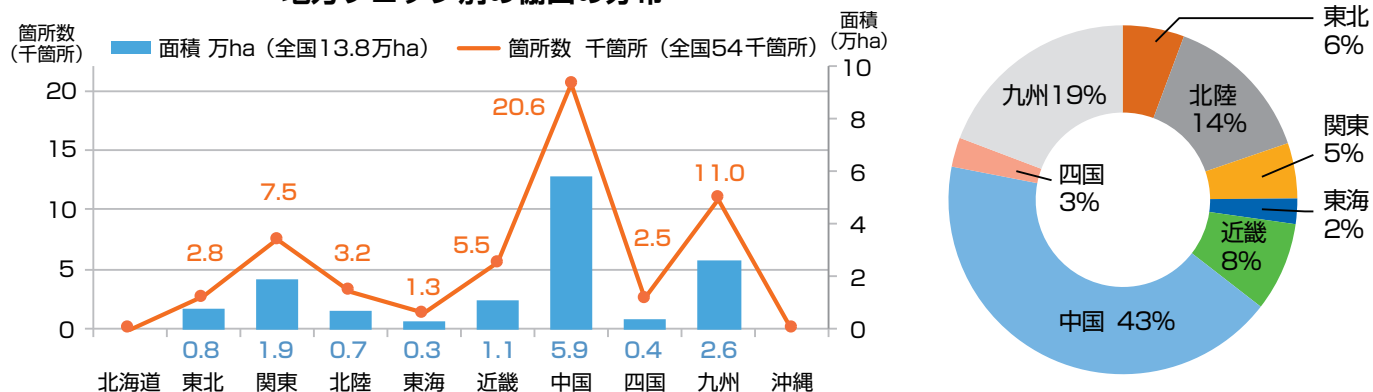
(内閣府ウェブサイト) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tanada/index.html>

まずは棚田の基本から

棚田の面積調査

面積 13.8 万 ha **分布** 中国、九州地方など西日本に多くが分布

地方ブロック別の棚田の分布



※ 2005 年農林業センサス（平成 17 年）より。「傾斜地に等高線に沿って作られた水田であり、田面が水平で棚状に見えるもの」を棚田として定義し、調査。

棚田に関する意向調査

棚田の認知度

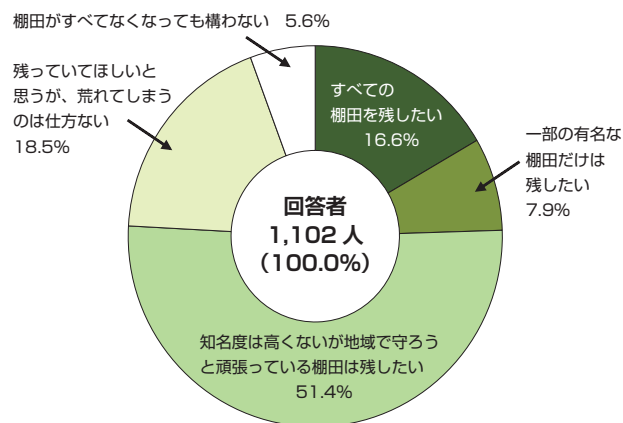
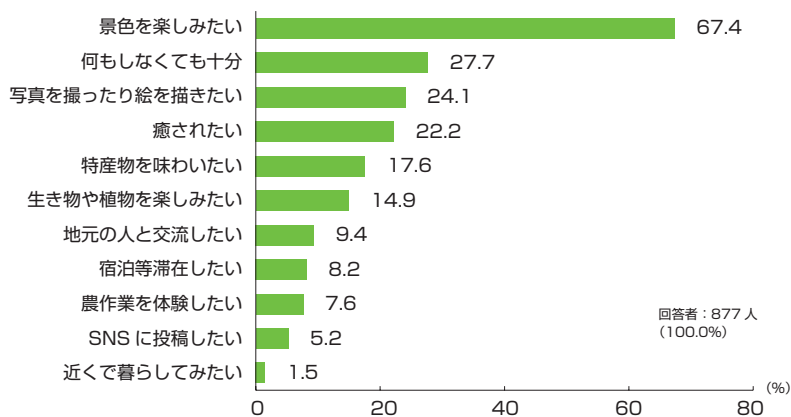
階段状の田んぼを「棚田」と呼ぶことについて、「知っている」と回答した割合は 86.7%、「知らない」は 13.3%でした。

棚田に期待すること

「棚田に行ったことがある」または「行ったことはないが、行ってみたい」と回答した人の中で、「景色を楽しみたい」と回答した割合が 67.4%と最も高く、次いで「何もしなくても十分」(27.7%)、「写真を撮ったり絵を描きたい」(24.1%) の順でした。

棚田を将来に残していきたいか

「すべての棚田を残したい」、「知名度は高くないが地域で守ろうと頑張っている棚田は残したい」など、棚田を残したいと回答した方が 4 分の 3 を超えていました。



※令和元年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査「農業・農村の多面的機能及び棚田に関する意向調査」（農林水産省大臣官房統計部 令和元年 10 月 31 日公表）より。全国の 20 歳以上の者を対象に実施し、1,102 人から回答を得た結果。

新しくできた「棚田地域振興法」とは

本書では、「棚田地域振興法」の内容をわかりやすく解説します。

法制定の経緯

棚田は、食料の供給だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、伝統文化の伝承といった多面にわたる機能を持っている国民共有の財産です。

しかし、地形的に生産条件が悪いことから、棚田の維持には多大なコストを要するのが実情であり、人口減少や高齢化によって担い手不足が進み、全国各地で棚田が荒廃の危機に直面しているのが現状です。

このような現状を受け、農業のみに着目した棚田の維持には限界があることを踏まえ、棚田を核とした地域振興を通じ、みんなで棚田を将来に継承していくという考えのもと作られた法律が、この「棚田地域振興法」です。

目的

この法律は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的としています。これにより、棚田地域の持続的発展と国民生活の安定向上を目指すものです。（法第1条）

基本理念

この法律において、棚田地域の振興は、棚田の保全のみにとどまらず、棚田地域への定住や棚田地域と国内外の地域との交流を促進して行うことが大事だとされています。また、棚田地域の振興のための施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長と多様な主体の連携・協力を促進するものである必要があることを定めています。（法第3条）

国と地方公共団体の責務

この法律では、国、地方公共団体のそれぞれについて、以下の責務を定めています。（法第4条）

- ・ **国**：棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施すること
- ・ **地方公共団体**：国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施すること

国がやること

- ・ 基本方針の策定
- ・ 棚田地域振興コンシェルジュによる情報提供、助言などの援助
- ・ 必要な財政上・税制上の措置
- ・ 棚田地域振興関連事業を取りまとめて公表
- ・ 棚田地域振興活動を担う人材の育成・確保のために必要な措置

地方公共団体がやること

- ・ 都道府県棚田地域振興計画の策定（都道府県）
- ・ 棚田地域振興活動を担う人材の育成・確保のために必要な措置

法律ができたことによって、棚田を守っていくための仕組みが整備されたんですね。この法律を活用することで具体的にどのようなメリットが得られるのでしょうか？



「棚田地域振興法」によるメリット

この法律を活用すると、大きく分けて財政的な支援と人的な支援が受けられます。

財政的な支援

現在、棚田の保全のための様々な取組に、どのような事業を活用しているでしょうか。農林水産省だけでなく、関係する府省庁にも、すでにたくさんの事業が存在しています。これらの事業を棚田地域で活用できるよう、毎年度、「棚田地域振興関連事業」としてとりまとめて公表することとしています。10 ページに、公表した事業と、その活用事例を紹介していますので、是非、参考にしてください。また、これらの事業については、必要に応じ、優先採択や要件緩和など、より使いやすくなる措置を検討していきます。

人的な支援

棚田地域振興法を活用したいけど内容や手続きがわからない、「棚田地域振興関連事業」をどんなことに使えるのかわからない、伝統文化や自然環境の専門家、観光事業者など農業以外の分野の人と繋がりたいなどのお悩みはありませんか。関係する国の職員を「棚田地域振興コンシェルジュ」に選任し、これらの相談に応じる体制を作っています。13 ページに、コンシェルジュによる具体的な支援内容を紹介していますので、是非、参考にしてください。



地域担当コンシェルジュ

管轄する区域内の市町村・協議会の相談窓口となり、課題の把握、情報提供、助言等の支援を行います。



施策担当コンシェルジュ

地域担当コンシェルジュと連携し、個別施策に関する情報提供・助言を行います。

詳しくはこちら

地域担当コンシェルジュ名簿 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tanada/pdf/tiiki_concierge.pdf

施策担当コンシェルジュ名簿（本省） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tanada/pdf/sesaku_honsyo_concierge.pdf

施策担当コンシェルジュ名簿（地方支分部局） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tanada/pdf/sesaku_tihou_concierge.pdf

不明点があれば、右のお問い合わせ先までご連絡ください。

内閣府地方創生推進事務局 TEL（直通）03-6257-1410
農林水産省農村振興局地域振興課 TEL（直通）03-6744-2081

その他（みなし認定等による手続きの簡素化）

棚田地域振興法に基づいて活動計画を作成して認定を受ける場合、他の法律に基づく計画の認定等を受けたものとみなすという手続きの簡素化の措置を定めています。

該当する計画は、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想と、農山漁村活性化法に基づく農山漁村活性化計画です。詳しく知りたい方は、棚田地域振興コンシェルジュにお問い合わせください。

これらのメリットを受けるためには、何をすればいいのかしら？

